

# 生活困窮者自立支援制度 「家計改善支援事業」の動向

令和元年度 家計改善支援事業従事者研修第4回資料

令和元年11月13日(水)

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課 生活困窮者自立支援室

生活困窮者支援計画官 高石 麗理湖

# 目次

## I 家計改善支援事業の概要

家計改善支援事業について	4
家計改善支援事業の支援過程において支援員に 求められる視点とそのねらい	5
家計相談支援事業の見直し	7
家計改善支援事業の利用者像	8
家計改善事業の効果	9
家計改善支援事業に関する状況	12
家計改善支援事業の利用申し込み	13
家計改善支援事業と自立相談支援事業の連携	14

## II 生活困窮者自立支援制度の概要

制度の理念	16
制度の対象者	18
制度の事業概要	20

## III 生活困窮者自立支援法の改正

改正の概要	22
包括的な支援体制の強化	23
子どもの学習支援事業と居住支援の強化	25
児童扶養手当の支払回数の見直し	26
支援の効果	27
任意事業の実施状況	28

## IV 家計改善支援事業を取り巻く情勢

参考資料1) 高等教育の就学支援新制度向	33
参考資料2) 社会保障審議会部会報告書	38
参考資料3) 年金担保貸付の動向	39

# I 家計改善支援事業の概要

- ✓ 家計改善支援事業について
- ✓ 家計改善支援事業の支援過程において支援員に求められる視点とそのねらい
- ✓ 家計相談支援事業の見直し
- ✓ 家計改善支援事業の利用者像
- ✓ 家計改善事業の効果
- ✓ 家計改善支援事業に関する状況
- ✓ 家計改善支援事業の利用申し込み
- ✓ 家計改善支援事業と自立相談支援事業の連携

## 家計改善支援事業について

- 家計改善支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提要や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。
- 家計改善支援事業は、相談者が思い描く生活を自ら設計して送れるようにエンパワメントする自立支援。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

【平成30年度実績】  
・自治体実施率:45%

# 家計改善支援事業の支援課程において支援員に求められる視点とそのねらい①

## 1. 把握・アウトリーチ

- 自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や、貸付機関、行政等との連携を図り、早期発見のネットワークを構築していく。
- 対象者の中には、自ら家計に関する相談に行けず、問題を深刻化させてしまう者もいることから、積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施し、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

## 2. 相談受付・インテーク

- 本人との初回面接・電話は、今後の本人との信頼関係を形成するうえで大切な機会であり、その後の、家計改善に向けた支援を進めていく上で、重要な時期となるもの。
- 自立相談支援機関とアセスメント段階から連携・協働できるよう、相談申込・受付票は、家計改善支援機関および自立相談支援機関の利用申込みを兼ねるものとしている。

## 3. アセスメント

- アセスメントとは、本人の家計状況、生活困窮に陥った背景・要因を分析したうえで、対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めることである。
- 相談時家計表を活用することにより、相談者の「家計の見える化」を図り、家計に関わる課題だけでなく、生活全体の課題を把握する。

## 4. 家計再生プラン

- アセスメントの結果に基づき、家計計画表やキャッシュフロー表を作成し、家計相談の観点から解決すべき課題や、本人の目指す姿(目標)、支援の内容についてまとめる。
- 相談者の意向や相談者の強み等を踏まえて、生活の再生に向けた意欲を引き出し、課題解決に向けた思いを醸成していく。

## 5. 支援調整会議と支援決定

- 自立相談支援機関は、家計改善支援事業やその他の支援の必要性を検証し、総合的・包括的なプランを作成する。
- 自立相談支援機関の作成したプラン等は、支援調整会議において協議され、行政による支援決定を経て確定される。

# 家計改善支援事業の支援課程において支援員に求められる視点とそのねらい②

## 6. 支援サービスの提供

- 家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどの支援サービスを提供する。

## 7. モニタリング

- 支援過程においてサービスの提供状況や、設定した目標の到達状況を確認し、現状を把握する。
- 家計改善支援機関では、適切な時期にモニタリングが行われるよう自立相談支援機関とも時期を調整することが必要である。

## 8. プランの評価・終結

- 家計再生プラン策定時に定めた期間が終了する時に、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題の有無等の確認を行う。
- 支援を終結した後も、相談者が家計管理を継続できるか確認する。

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等



### 相談者の主体性

- 収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- 家計改善支援員とのやりとり中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）
- 本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援



## 効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

## 改正法の概要

- 家計相談支援事業について、より効果的な支援内容に見直すとともに、新たな支援内容を表すのに適切な名称に改正する。

(傍線の部分が改正部分)

改正後	現行
<p>(定義)                      第三条 (略)                      2~4 (略)                      5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。                      6 (略)                      (削る)</p>	<p>(定義)                      第二条 (略)                      2~4 (略)                      (新設)                      5 (略)                      6 この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。</p>

## 家計相談支援事業の支援内容の見直し

### ■ 改正の趣旨

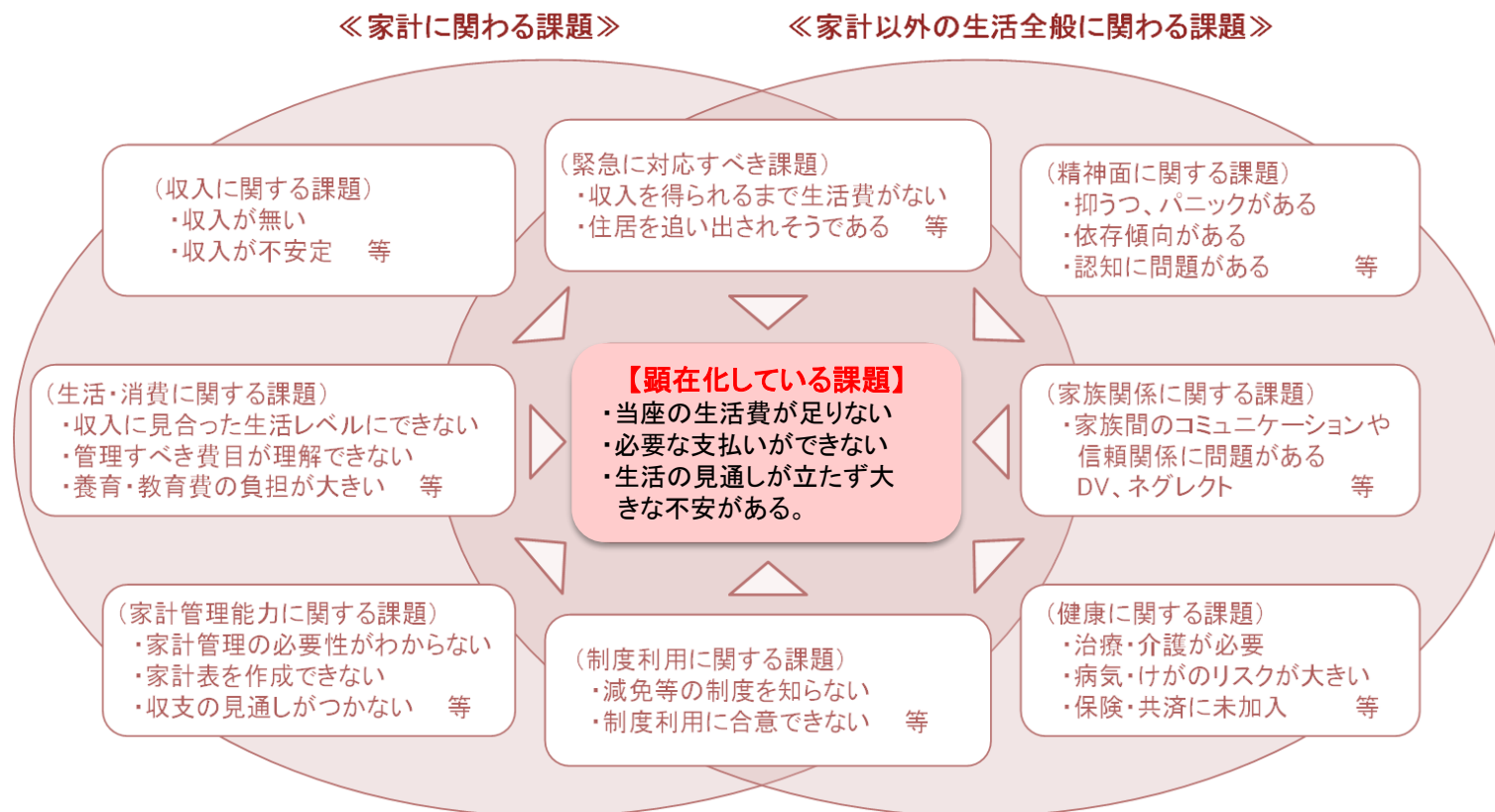
- 家計相談支援事業については、「支出の節約に関する指導その他の指導」と定義されているが、自治体における実践では、
  - ・ まず、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにし、
  - ・ 家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、
  - ・ 生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行う
 といった、一方的な「指導」ではない支援が効果的といった現場の声が強い。
- また、家計相談支援事業については、3年間の事業の実施の中で、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきている。
- これらを踏まえ、改正するもの。

### ■ 改正内容のポイント

- 名称を「家計相談支援事業」から「家計改善支援事業」に改めるとともに、自立相談支援事業との調整に係る規定を削除。
- 支援内容については、「指導」を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化。

# 家計改善支援事業の利用者像

- 家計改善支援事業を利用する相談者の課題の背景には、家計に関わる課題だけでなく、家計以外の生活全般にわたる課題が影響している場合も多くある。
- このため、生活困窮者の生活の再生と自立を支援するためには、主訴だけに捉われず、**主訴の背景にある根源的な課題を捉え、支援の出口を見出し課題の解決を図ることが重要**

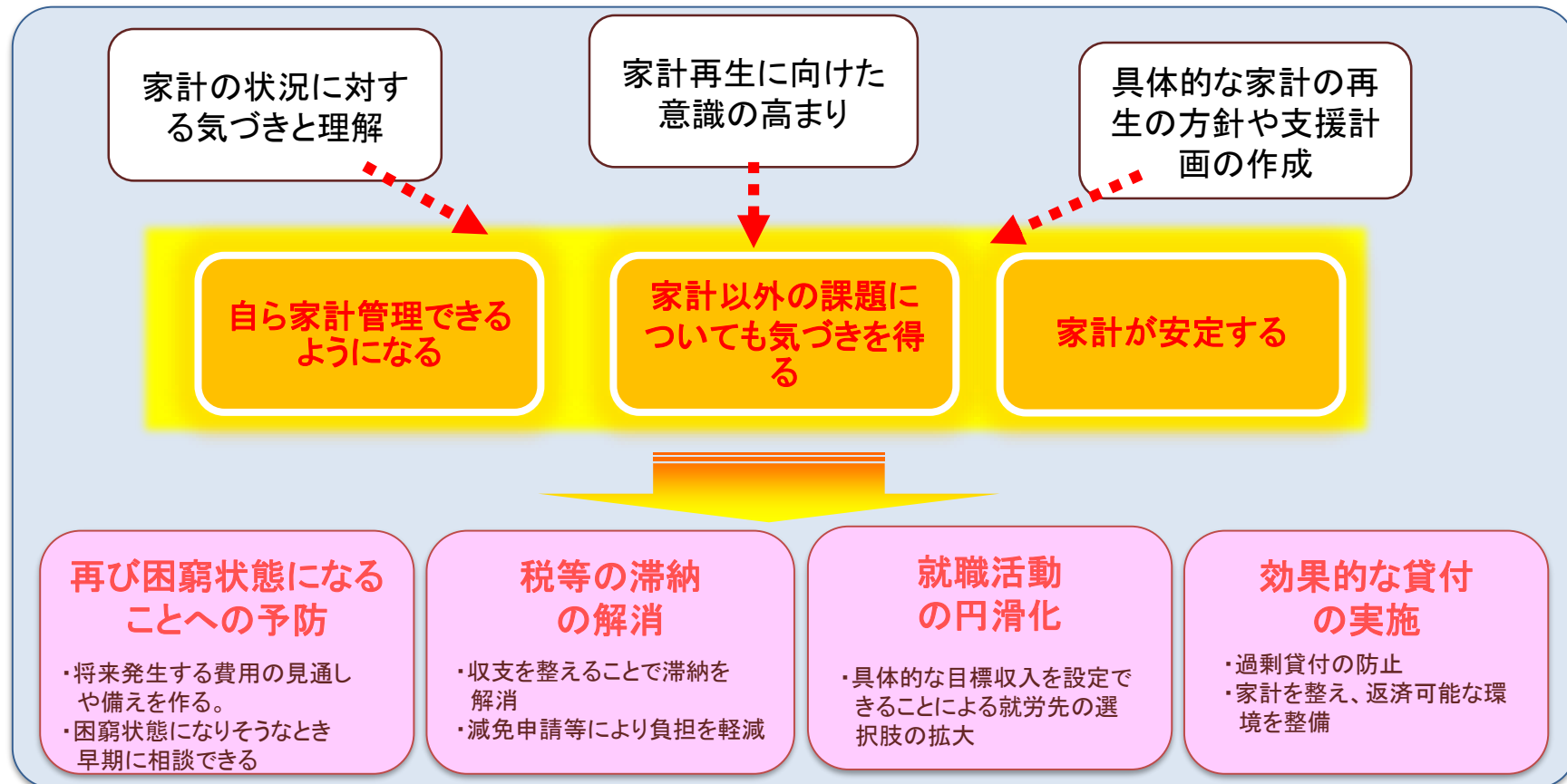




# 家計改善支援事業の効果

## ◆期待される支援効果

- 家計改善支援事業を通じて、自力で家計を管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整った結果として、再び困窮状態になることの予防や滞納している税・公共料金等や債務の解消、就職活動の円滑化、効果的な貸付の実施という効果が期待される。



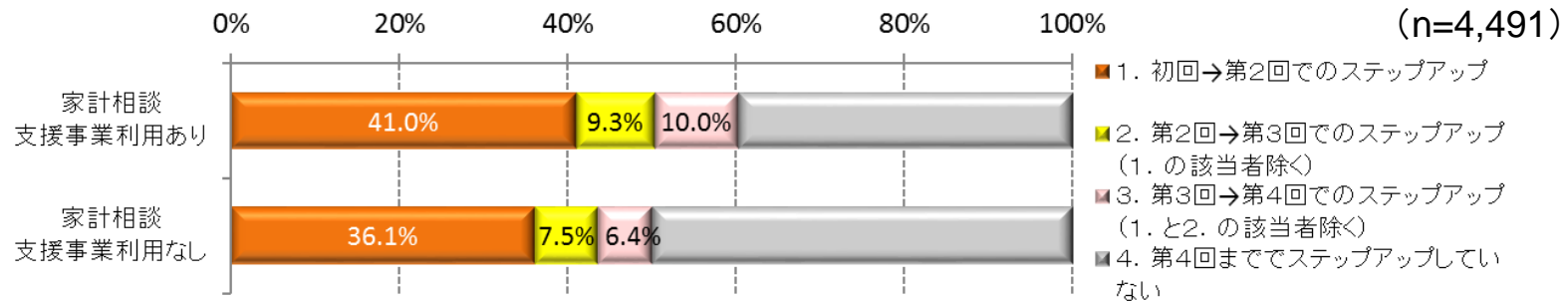
# 家計改善支援事業の効果（データから）

○継続的支援対象者について、家計相談支援事業の利用の有無別に、支援期間1年間（初回チェックから第4回チェックまで）でのステップアップ状況を見ると以下のとおり。

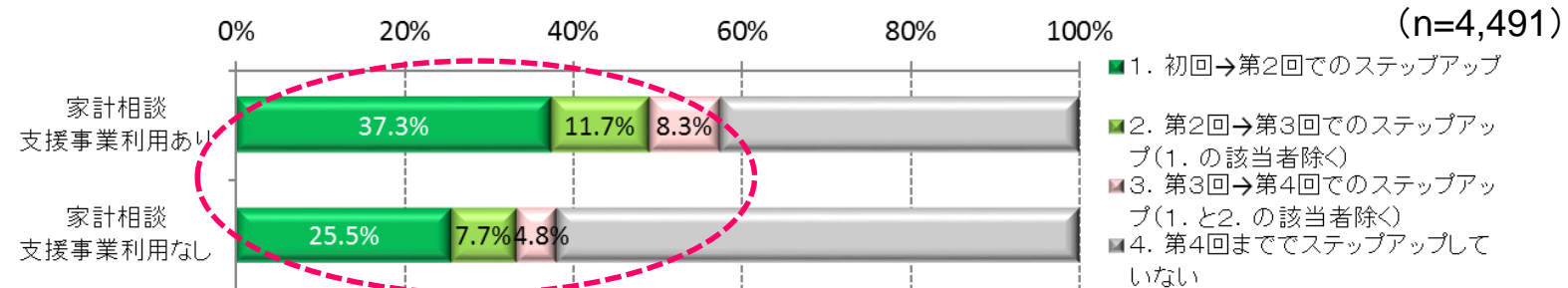
○「②経済的困窮の改善に関する状況」に関して、家計相談支援事業の効果が大きく現れている。

## 新たな評価指標（H29.5新規相談分）における初回から4回の比較（家計相談支援事業の利用の有無別）

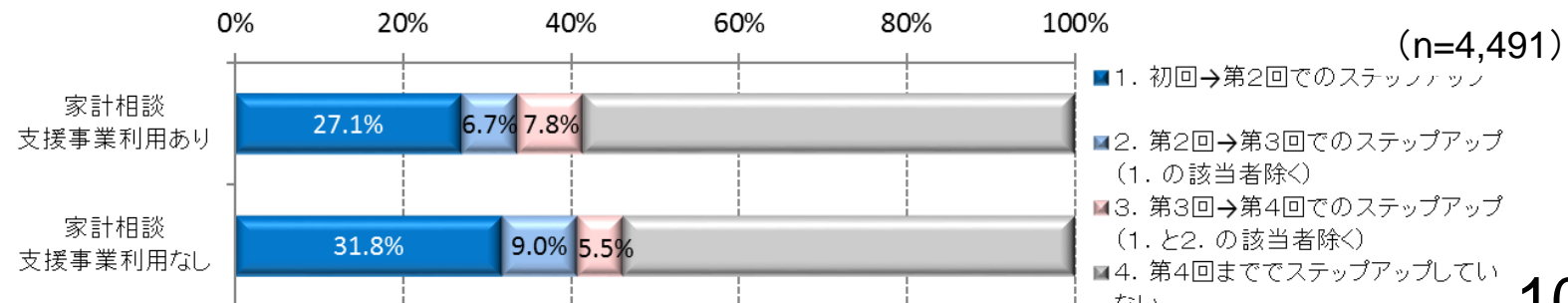
①  
意欲・関係性・参加  
に関する状況



②  
経済的困窮の改善  
に関する状況



③  
就労  
に関する状況



(出典)新たな評価指標による調査

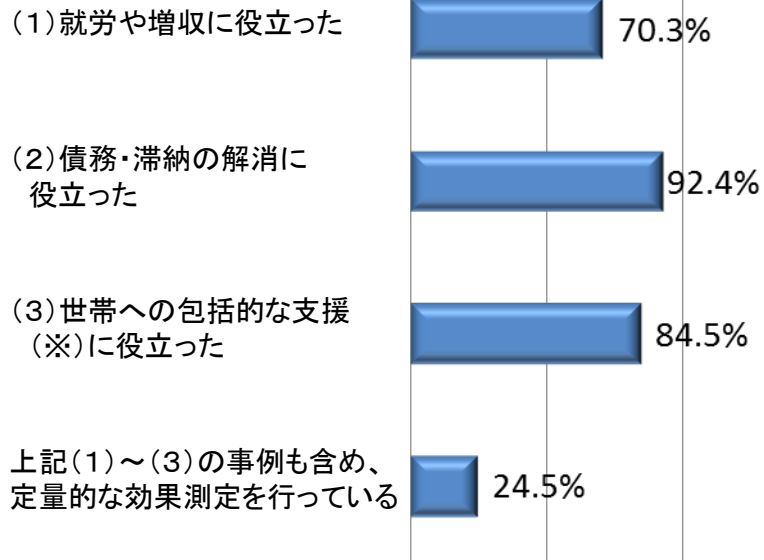
# 家計改善支援事業の効果

- 事業利用による効果として、9割超の自治体が「債務・滞納の解消に役立った」ことを挙げている。
- 特に自治体が有する債権については、旧 家計相談支援事業の利用による滞納の解消を金額ベースで把握することも可能であり、効果の「見える化」が期待できる。

## 1. 事業利用による効果

(n=290)

0.0% 50.0% 100.0%



(※)家計支援により本人以外の課題の発見や解決につながったもの。

(出典)平成28年度自立相談支援事業等実績調査

## 2. 効果の定量的な把握

千葉県千葉市 人口約97.4万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 98件

- ・ 市県民税、所得税、国保料、介護保険料、固定資産税の滞納が19件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が394万円

平成28年4月～平成29年3月

福岡県久留米市 人口約30.6万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数228件

- ・ 国民健康保険料の滞納が72件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が41件
- ・ 平成28年度末での、納付済み額は281万円

平成28年4月～平成29年3月

熊本県阿蘇市 人口約2.7万人 ※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の  
支援決定件数 42件

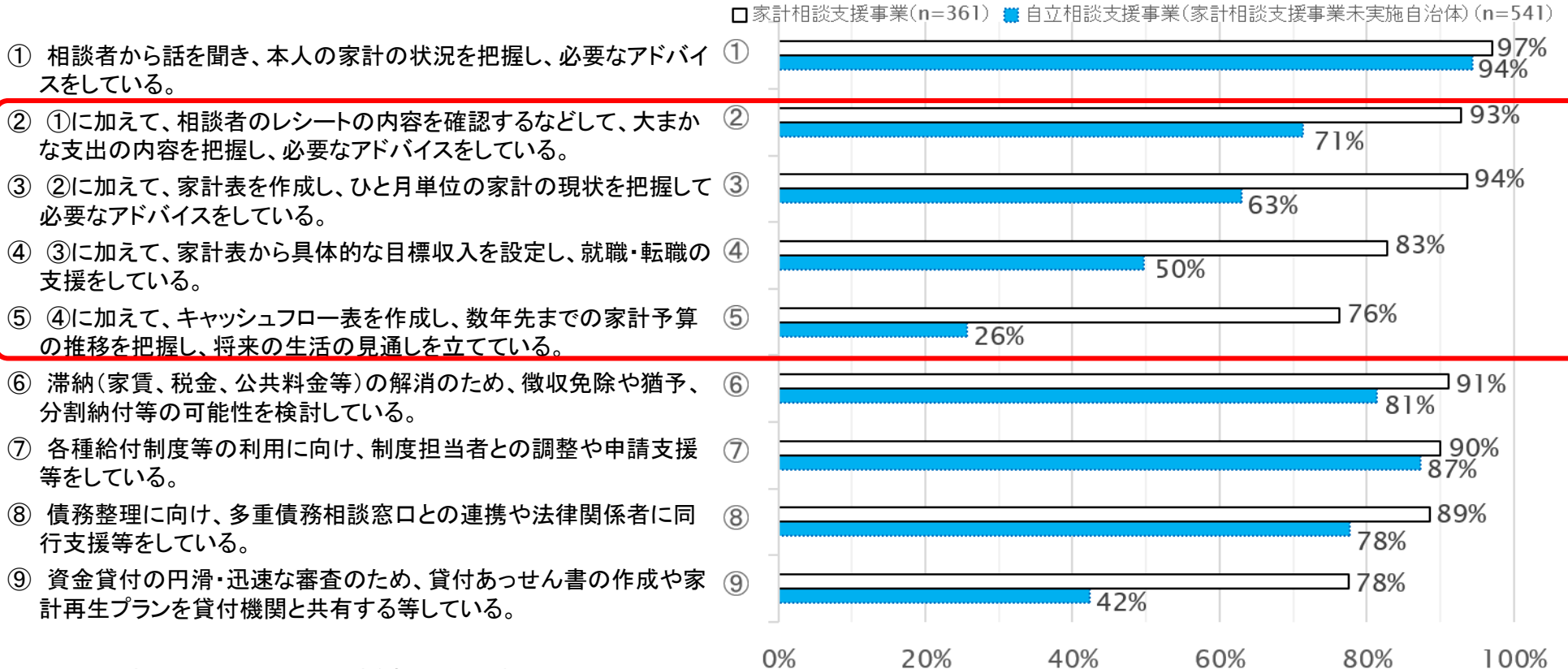
- ・ 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が10件
- ・ このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が270万円
- ・ 平成29年3月時点での、納税・納付済み額が49万円

平成28年4月～平成29年3月

# 家計改善支援事業に関する状況

- これまでの家計相談支援事業と、自立相談支援事業における家計面の支援を比較すると、「レシート等による大まかな支出把握とアドバイス」、「ひと月単位の家計の把握とアドバイス」、「具体的な収入目標を設定しての就労支援」、「数年先までの将来の生活の見通しの作成」については、家計相談支援事業における実施率が高くなっており、**家計相談支援事業の専門性**が表れている。

## 家計相談支援事業と自立相談支援事業の支援内容



(出典)平成29年度自立相談支援事業等実績調査

家計相談支援事業、自立相談支援事業(家計相談支援事業未実施自治体におけるもの)について実施していると回答のあった支援内容を集計。

# 家計改善支援事業の利用申込について

## よくある意見



家計に関する相談であっても、家計改善支援事業の利用申込を行わず、自立相談支援事業の中で支援をしています。

※ この意見は、家計改善支援員と自立相談支援員を兼務している場合や、兼務ではないものの同じ事業所で両事業を実施している場合に多く聞かれる意見。

## 利用申込の考え方

- 現在の全国的な家計相談の支援件数を状況を見ると、件数が少ない自治体も見られる。
- この中には、実際に家計支援はしているものの、家計改善支援事業に利用申込がきちんとできておらず、家計相談の支援件数に計上できていない事案もあると考えられる。

このことから、家計に関する課題を抱えている人はもちろんのこと、その他の場合も含め、家計改善相談員による専門的な支援が求められる事案には、適切に家計改善支援事業の利用申込を行う必要がある。

# 家計改善支援事業と自立相談支援事業の連携

## ① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計改善支援が必要と判断した場合

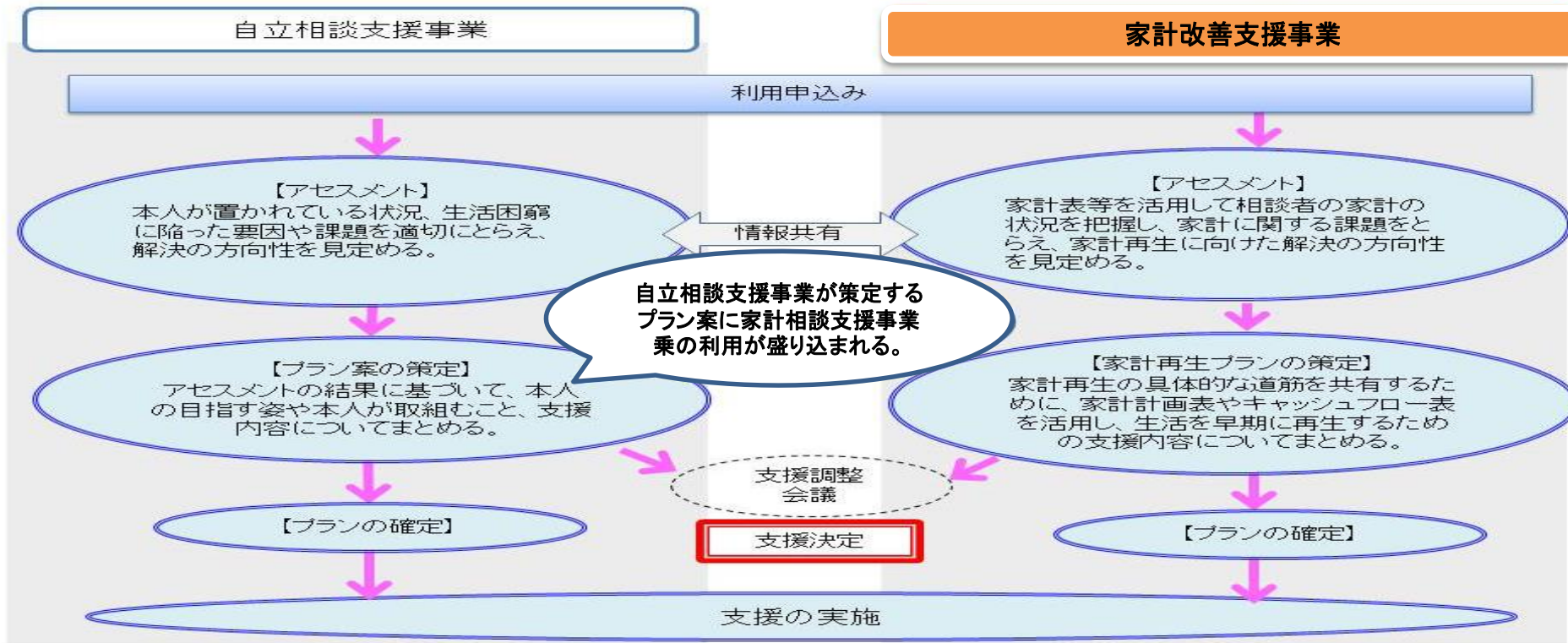
→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計改善支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計改善支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

## ② 家計改善支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

→自立相談支援機関で家計改善支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。

この場合、自立相談支援機関は家計改善支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計改善支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインテーク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

## Ⅱ 生活困窮者自立支援制度の概要

- ✓ 制度の理念
- ✓ 制度の対象者
- ✓ 制度の事業概要

# 生活困窮者自立支援制度の理念

## ➤ 改正生活困窮者自立支援法

(基本理念)……【今回の改正法により法律上明記した】(P19参照)

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

### 1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

### 2. 制度のめざす目標

#### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

#### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

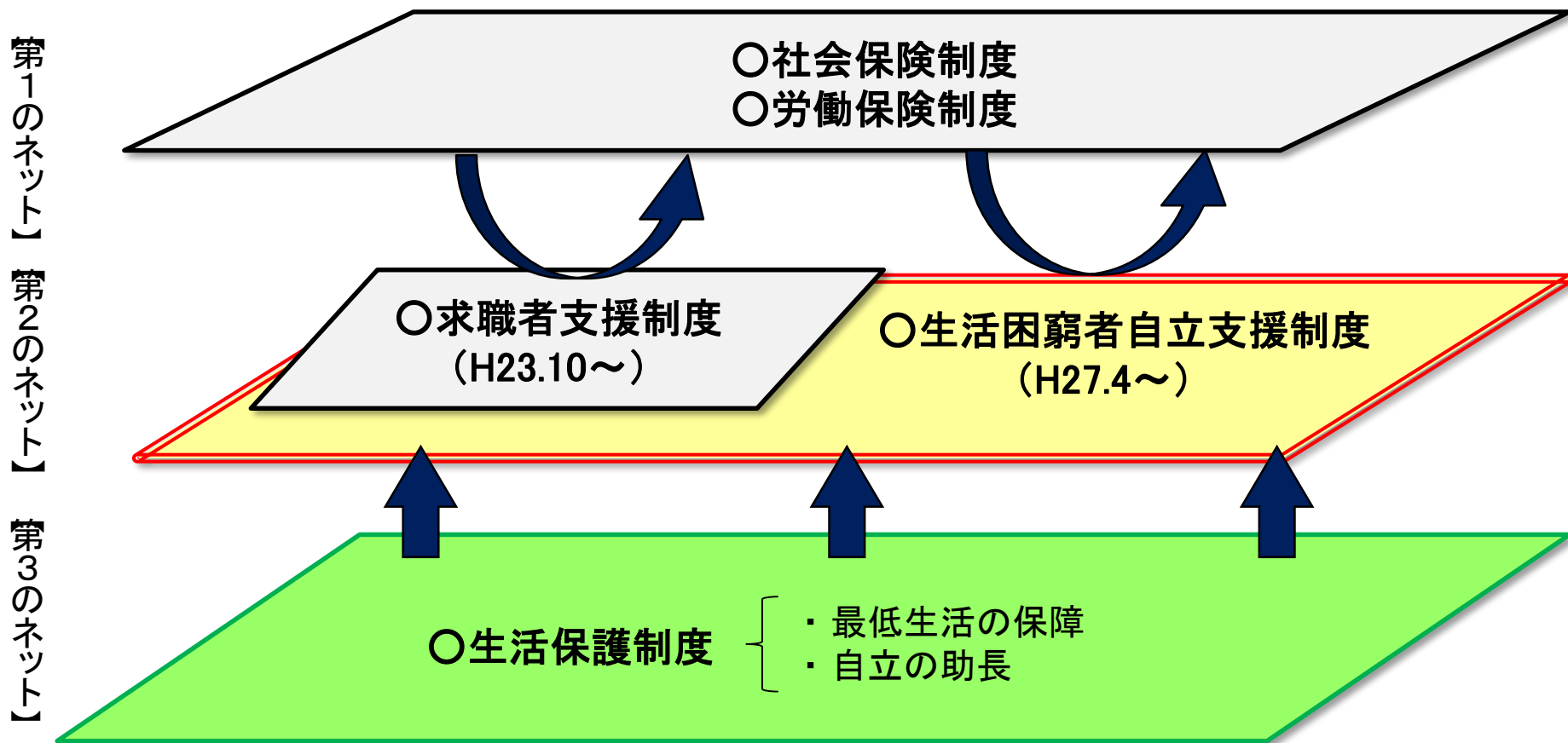
### 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。



# 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



# 「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編するとともに今回の改正法により法律上の定義を見直し。

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条)。……【今回の改正法により見直し】(P19参照)

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

# 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

## <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**

約30万人(H29・厚生労働省推計)

**ホームレス**

約0.6万人(H29・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**

約0.3万人(H29・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**

約67万人(H29・労働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**

約18万人(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)  
+α(内閣府推計で対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**

約7.5万人(H28)

**税や各種料金の滞納者、多重債務者等**

地方税滞納率 0.8%(H28・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約289万世帯(速報値)(H29・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約115万人(H28・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

見え  
にくい

# 生活困窮者自立支援制度の各事業の概要

改正法による見直し  
部分を含む

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

#### 〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

改正事項

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

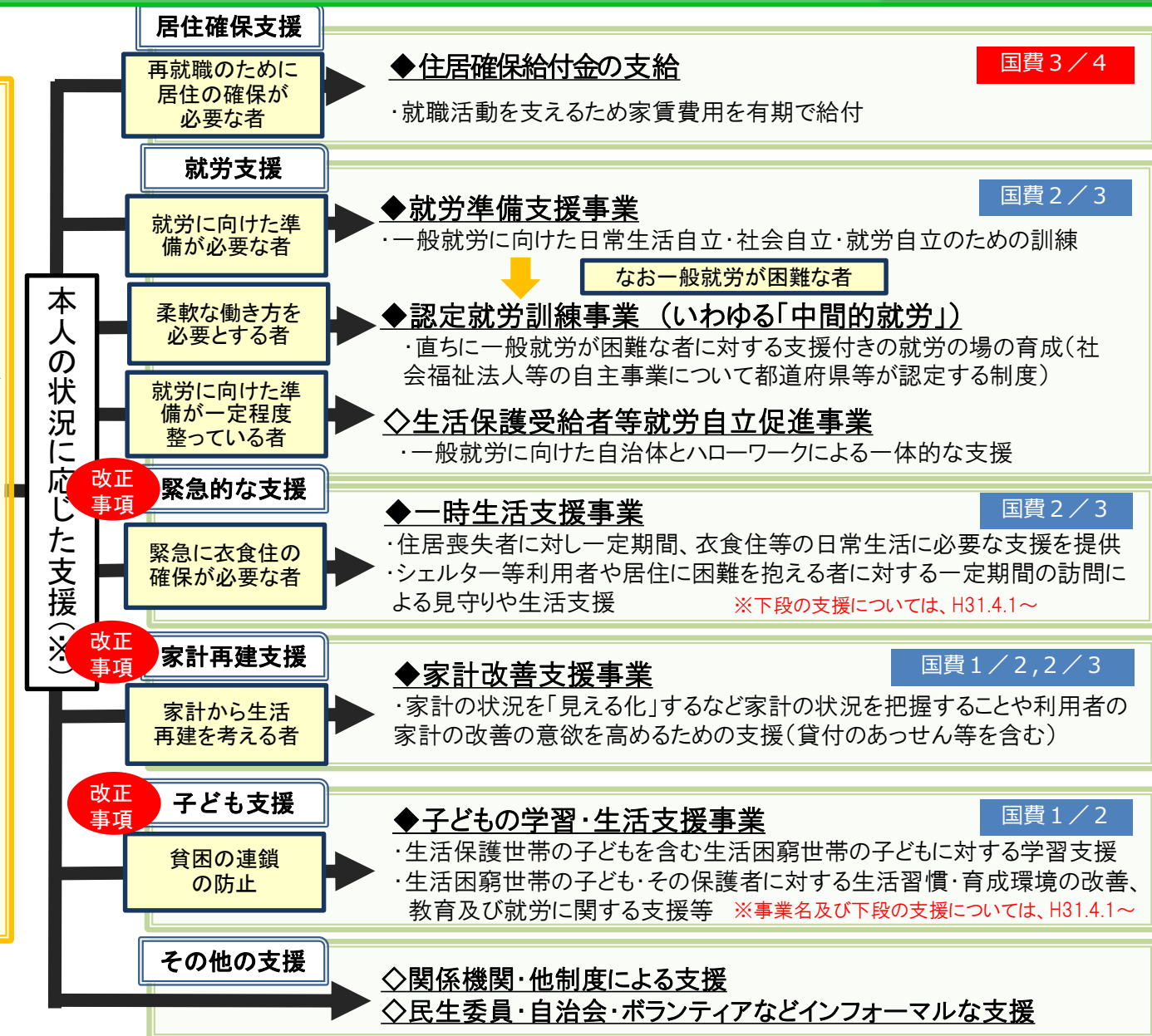
- 希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

改正事項

### ◆都道府県による市町村支援事業



市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

# Ⅲ 生活困窮者自立支援法の改正

- ✓ 改正の概要
- ✓ 包括的な支援体制の強化
- ✓ 子どもの学習支援事業と居住支援の強化
- ✓ 児童扶養手当の支払回数の見直し
- ✓ 支援の効果
- ✓ 任意事業の実施状況

# 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部改正の概要

## 改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

#### (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
  - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
  - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

#### (2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

#### (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

### 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

#### (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

#### (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

#### (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

#### (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

### 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

#### (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

## 施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は令和3年1月1日、2. (3)は令和2年4月1日、3. は令和元年9月1日※ 等）  
※令和元年11月支払いより適用

# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

## 1. 基本理念・定義の明確化

・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化

①生活困窮者の尊厳の保持

②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援

③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備(生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり)

・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。(※下線部を追加)

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

## 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

・事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

## 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

・事業実施自治体は、関係機関等を構成員(※)とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。

(※)自治体職員(関係分野の職員を含む)、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。

・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

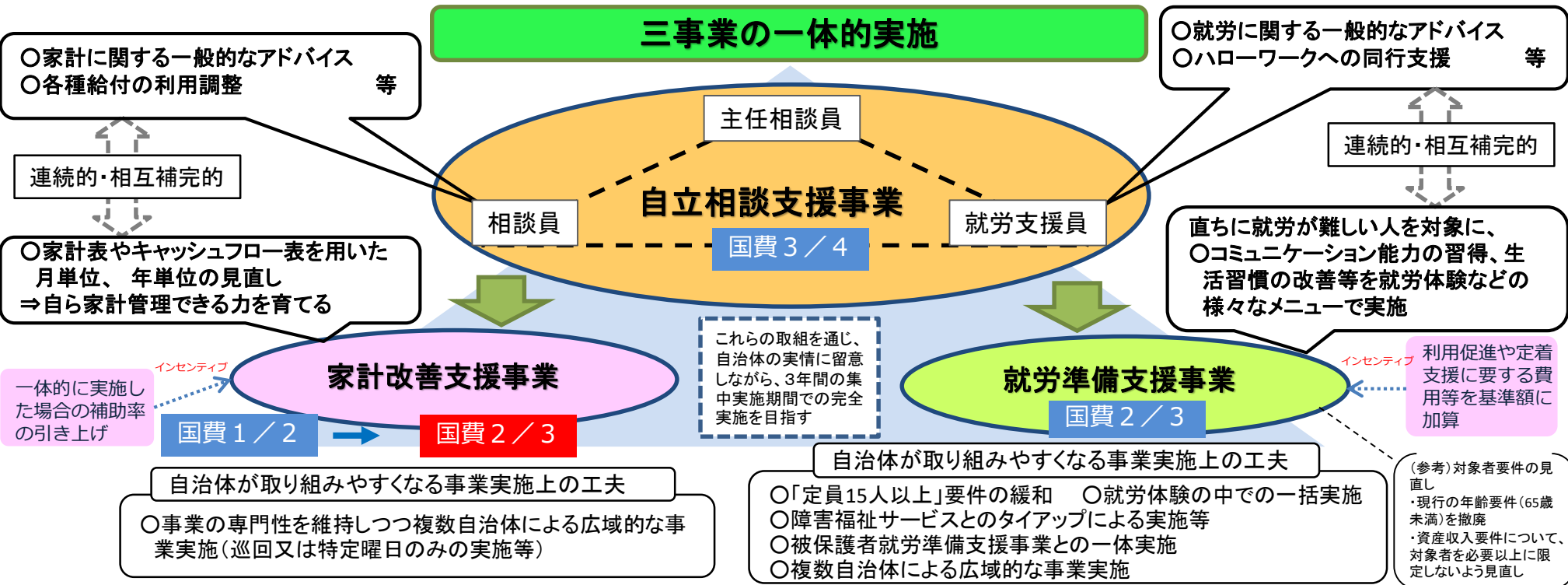
# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

## 4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



## 5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)

・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。



# 子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

## 1. 子どもの学習支援事業の強化

・ 子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

### 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

#### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

#### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

#### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

### 子どもの学習・生活支援事業

#### 学習支援

##### (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



#### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



#### 教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



## 2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

・ 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※) 昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

# 児童扶養手当の支払回数の見直し

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

## <現行>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



## <見直し案>

**奇数月の支払に変更**

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(令和元年)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

### <参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

### <参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

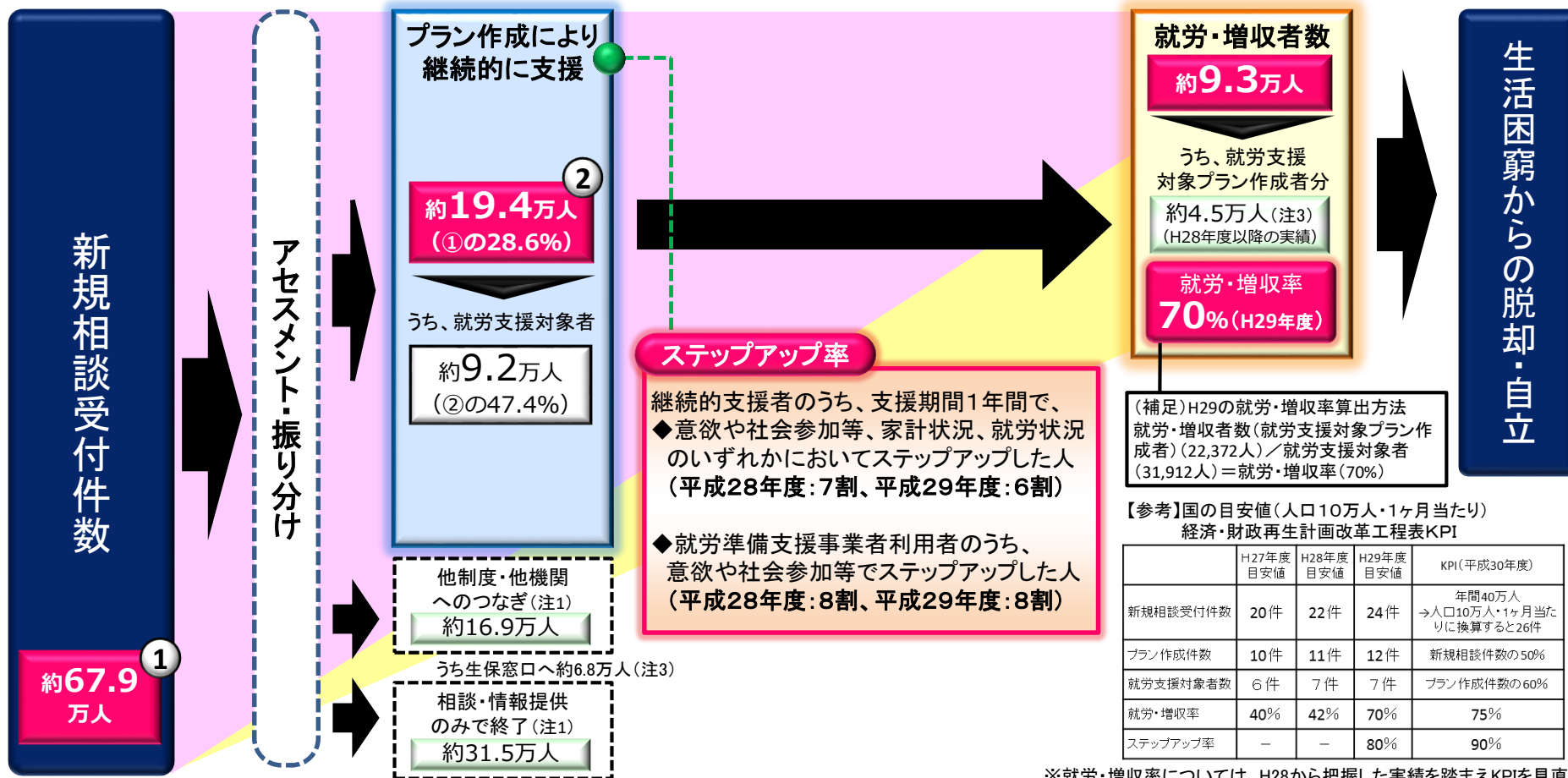
○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

# 生活困窮者自立支援法による支援の効果（H27～H29）

○施行後3年間の

- ・新規相談受付件数は、約**67.9**万件。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、約**19.4**万件。
- ・就労・増収につながった者は、約**9.3**万人。平成29年度の就労・増収率は**70%**。

○平成29年度において、継続的支援者のうち、支援期間1年間で意欲や社会参加等、家計状況、就労状況のいずれかにおいてステップアップした人は約**6**割。



【注1】新たな評価指標による調査(各年度集計値)をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計した。

【注2】新たな評価資料による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数うち、「福祉事務所(生活保護担当部署)」につないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。

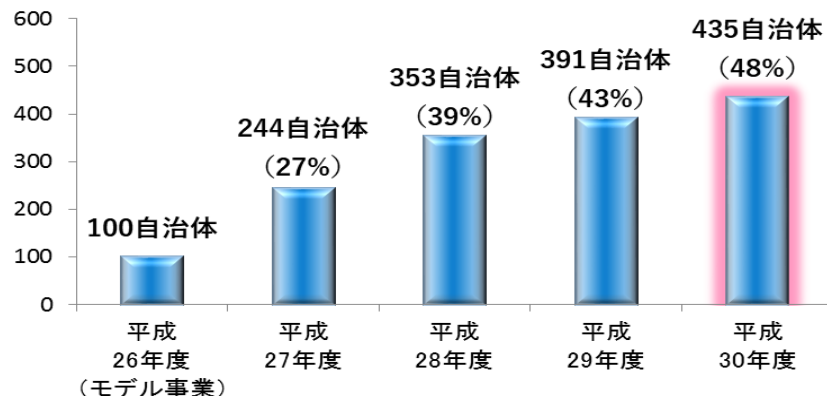
【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績(合計値)となる。

# 任意事業の実施状況（※実施予定含む）

○ 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して、全事業において増加している。

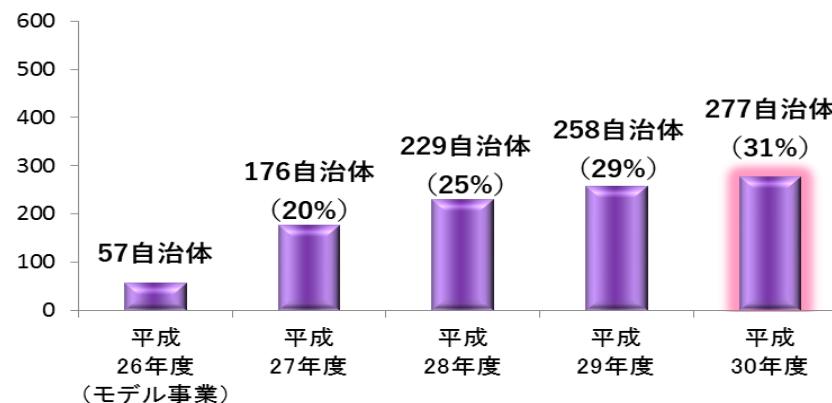
## 就労準備支援事業

（自治体数）



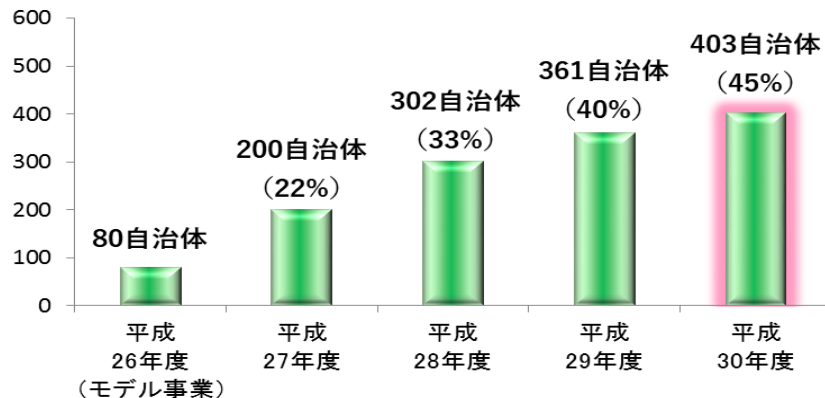
## 一時生活支援事業

（自治体数）



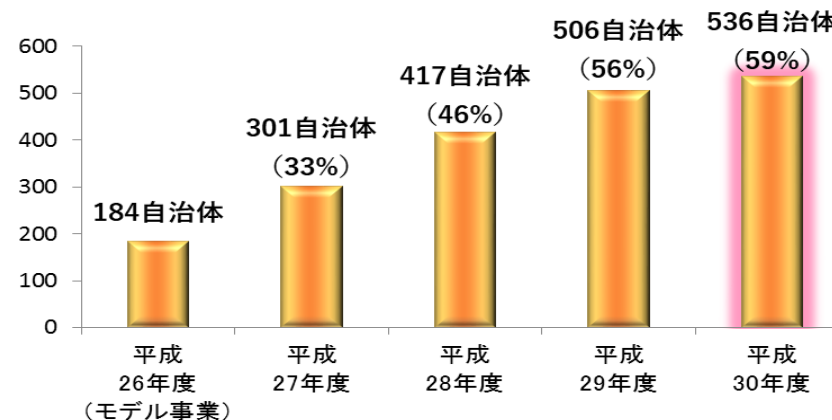
## 家計改善支援事業

（自治体数）



## 子どもの学習・生活支援事業

（自治体数）



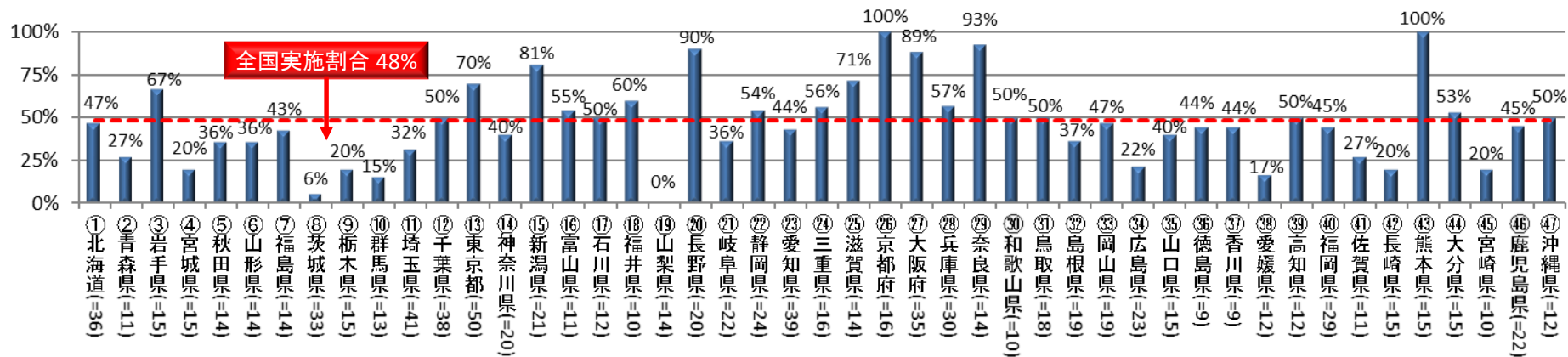
（出典）平成27年度と平成28年度の実績は生活困窮者自立支援室調べ。

# 任意事業の実施状況（都道府県別の実施割合（※実施予定を含む））①

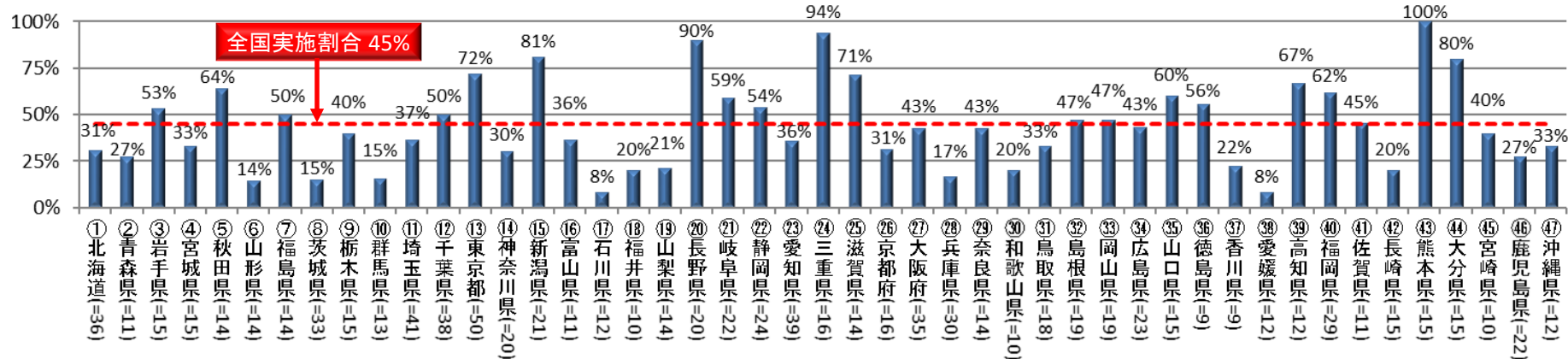
○ 平成30年度における全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計改善支援事業は45%、一時生活支援事業は31%、子どもの学習支援事業は59%となっている。都道府県別の状況を見ると、以下のとおり

## 就労準備支援事業 実施割合

(n=902)



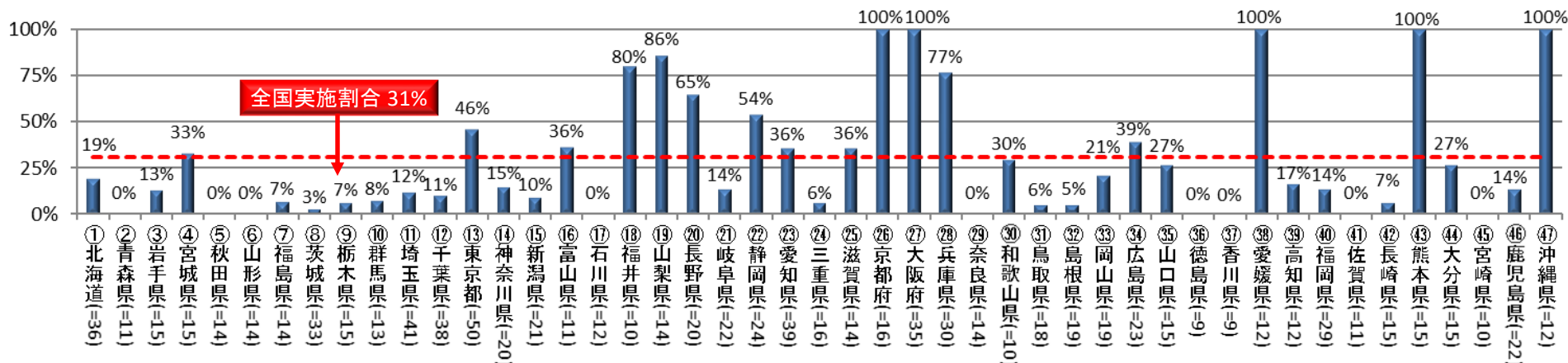
## 家計改善支援事業 実施割合



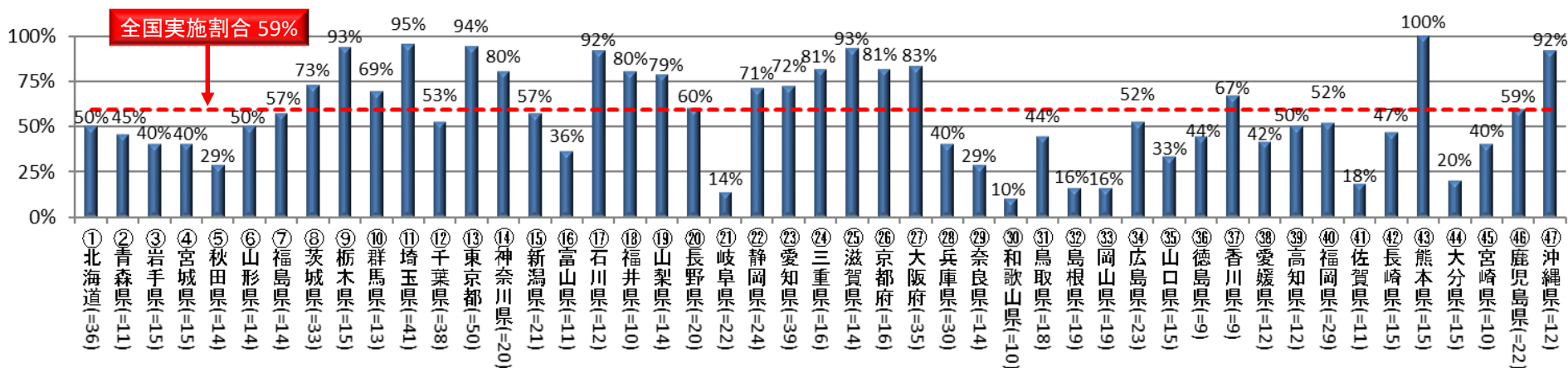
# 任意事業の実施状況 (都道府県別の実施割合 (※実施予定を含む)) ②

(n=902)

## 一時生活支援事業 実施割合



## 子どもの学習・生活支援事業 実施割合



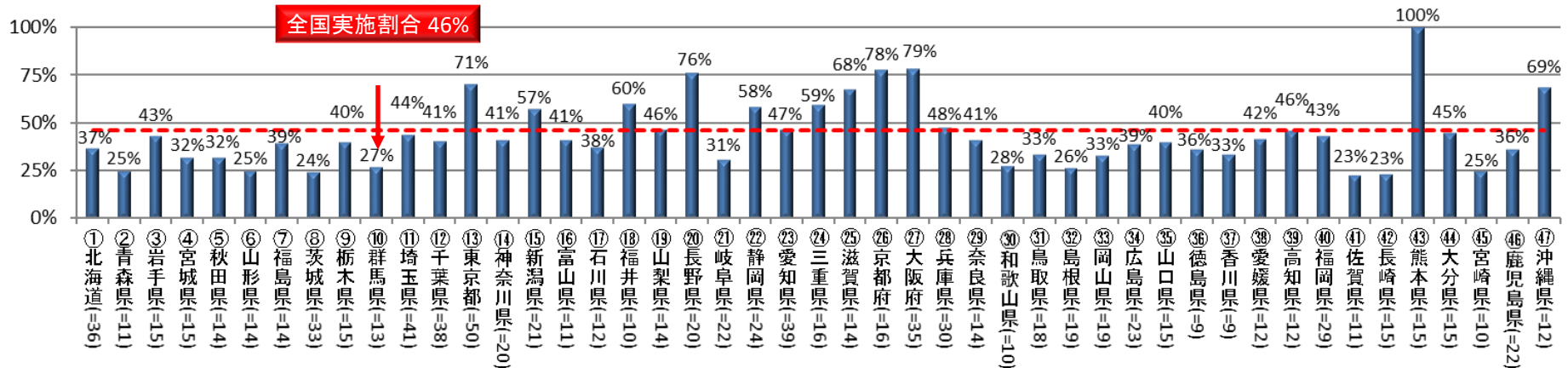
# 概況について

- 家計改善支援事業においては「利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能」と「利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい」といった理由が多い。
- また、「ニーズがあり事業化したいが予算面で困難」が他事業と比較すると最も高く、「利用ニーズが不明」は低い割合となっている。

## 任意事業の実施状況(都道府県別の実施割合)

(n=902)

### 4事業実施割合の平均



事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計改善支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習・生活支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

# IV 家計改善支援事業を取り巻く情勢

- ✓ 高等教育の就学支援新制度
- ✓ 社会保障審議会部会報告書
- ✓ 年金担保貸付の動向



# 大学等における修学の支援に関する法律の概要（法成立：令和元年5月10日）

## 趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

## 制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
  - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
  - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

## 概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

### I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】  
※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

### II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

### III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

### IV. 施行日

- **令和2年4月1日を予定**。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

# 高等教育の修学支援新制度について(令和2年4月からの実施に向けた高校等での予約採用)

(実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生 (令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)

## 授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

## 給付型奨学金

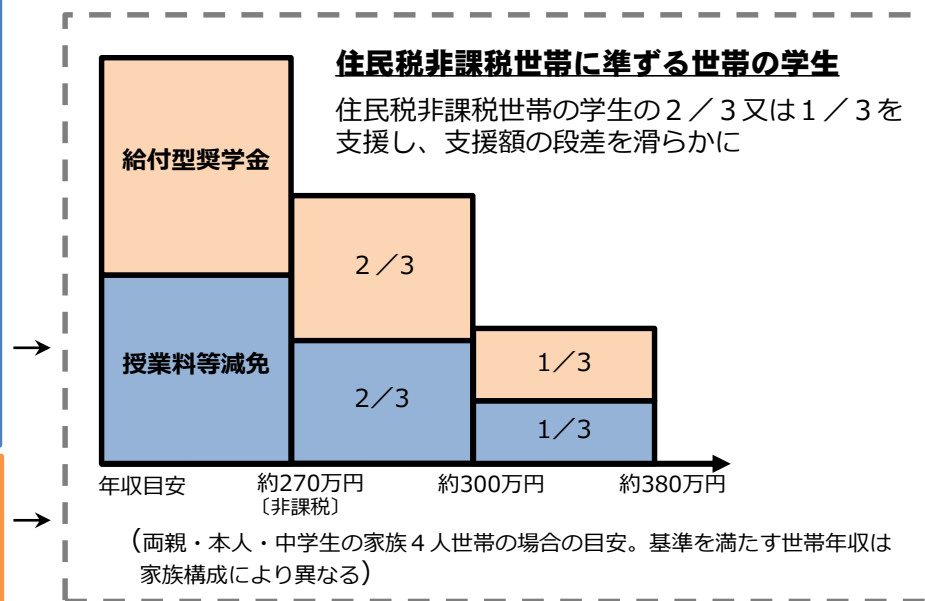
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

## 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



## 支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

**大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

# 高等教育の修学支援新制度の令和2年4月からの実施に向けて(令和元年度予約採用)

## 1. 新制度のポイント（現行制度との比較）

### (1) 授業料等減免

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
実施根拠	各大学等が独自に実施	各大学等が法律に基づき実施

### (2) 給付型奨学金

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
支給額月額	2万円～4万円 ※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり	<b>2.9万円～7.6万円（非課税世帯の場合）に大幅拡充</b> ※大学・短大・専門学校の場合（高等専門学校は、1.8万円～4.3万円） ※国立大学等で授業料減免を受けている場合でも <b>減額なし</b>
対象	住民税非課税世帯 ※生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする人含む。	住民税非課税世帯に加え、 <b>準ずる世帯（非課税世帯の2/3または1/3の額を支給）</b>
推薦について	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校等ごとの推薦枠（人数上限）あり</li> <li>日本学生支援機構のガイドラインに基づき高校等が策定した推薦基準に基づいて選考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校等ごとの<b>推薦枠（人数上限）なし</b></li> <li>高校等において推薦基準の<b>策定不要</b></li> <li>高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学修意欲や進学目的等を確認（ただし、進学後は学習状況に厳しい要件）</li> </ul>
経済要件（所得・資産）の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済要件（所得・資産）の確認にも高校等が関与</li> <li>資産の確認のため通帳の写しを学校経由で提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>所得は日本学生支援機構において確認</b></li> <li><b>資産の確認は自己申告による（通帳の写しの提出不要）</b></li> </ul>
申込方法	予約採用のみ（進学後の申請不可）	予約採用・ <b>在学採用</b> を実施（ <b>進学後の申請も可</b> ）

## 2. 新制度で高校等にお願いしたいこと

## 家計改善相談員の皆さんにも お願いしたいこと

### (1) 生徒、保護者への広報・周知

これまで経済的事情で進学をあきらめていた生徒にも進学ができる新制度の内容について、生徒、保護者への周知をお願いします。

### (2) 学修意欲の確認

新制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学びの意欲の確認（※）をお願いしますが、一方で、大学等への進学後には、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

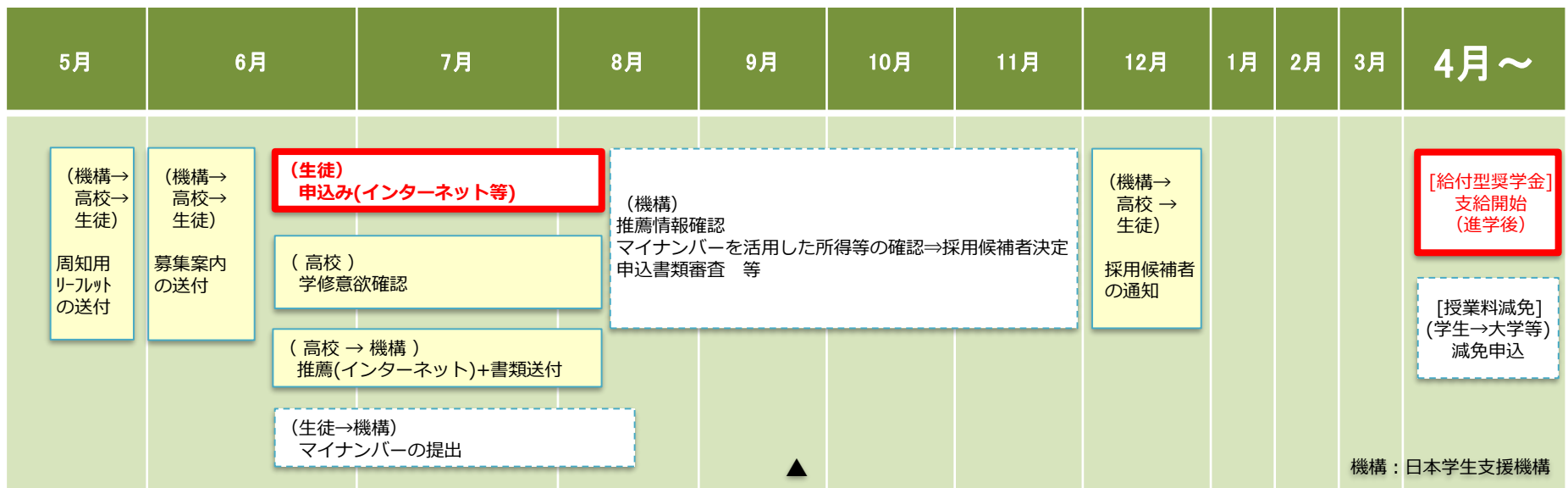
**生徒が予約採用を申し込む際**、適切な進路指導を通じて、新制度の理解を促すとともに、進路意識や学修意欲があることについて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。（※）5～6月に文部科学省から実施方法等の手引きを提示

### (3) 生徒からの申込書類受付、日本学生支援機構への推薦・書類送付等

申込者の提出書類及びインターネットでの申込情報に誤りがない（※）ことを確認の上、インターネットで成績等の推薦情報を入力し、推薦をお願いいたします。

（※）所得の確認は、申込者から高校等を経由せずに提出されたマイナンバーにより機構が行いますので、学校での確認は不要です。

## 3. 高校等における申込手続の流れ



▲：新制度の対象となる大学等の公表

# 高等教育の就学支援新制度利用に向けて・・・

「文部科学省 ホームページ 高等教育段階の教育費負担軽減 高等教育段階の教育費負担新制度に係る質問と回答(Q&A)」より抜粋  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm)

## 1. 先ずは学生が申請することが必要です

Q 授業料や入学金の減免に関する申込手続(スケジュールや方法)について教えてください。

A 2020年度に進学予定の方は、各大学等が定める手続に従って、進学時に各大学等で申込みを行っていただくこととなります。(給付型奨学金の予約採用の申込手続は、本年6月頃から開始されます。詳しくは、給付型奨学金に関するQ&Aを参照。)  
現時点で既に、大学等に在学されている方についても、2020年度から支援を受けるためには、在学している大学等に申込みを行うこととなります。本年(2019年)の秋以降、減免に関する最初の申込みの手続が始まる見込みです。(給付型奨学金の手続も本年秋以降に始まる見込みです。)

申込後、各大学等で審査が行われ、結果が出たら速やかに本人に対して通知されることとなります。学業成績等や家計状況の要件は給付型奨学金と同じですので、給付型奨学金(新制度)の対象となる方は、授業料等減免の対象にもなります。(給付型奨学金の対象となった方の支援区分の情報は、本人同意のもと、JASSOを通じて各大学等に情報連携する仕組みとなる予定です)。

減免の対象者として認定を受けた後は、毎年(ただし2年制以下の大学等については、毎年2回)、支援継続に関する手続を行う必要があります。

## 2. 一旦はまとまった額を用意することが必要な場合もあります

Q 入学金については、一般的に、入学する前に納付を求められます(1年生前期の授業料も併せて納付を求められることもあります)が、今回の新制度における減免の取扱いはどうなりますか。

A 経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう、これまでも、文部科学省から大学等に対してお願いしてきています。

今回の新制度の趣旨を踏まえると、給付型奨学金の予約採用手続において採用候補者となっているなど、減免対象となる可能性のある学生等については、大学等において、入学金や授業料の徴収を猶予していただくことが望ましいと考えており、そのことをあらためて、大学等をお願いしているところですが、これにより難しく、大学等において入学金等を一旦徴収した場合は、入学後に減免が確定した際に、学生等に対して減免相当額を還付することを想定しています。

なお、入学前の時点であわせて受けられる支援として、[国の教育ローン\(※日本政策金融公庫ホームページへリンク\)](#)や[厚生労働省の無利子貸付金制度\(※厚生労働省ホームページへリンク\)](#)などがありますので、必要な方は活用を御検討ください。(大学等においても、この点の周知をお願いします。)

## Ⅲ. 各論

### 2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

#### (3) 高齢期に生じる生活の転機への対応

(高齢者に対する家計相談支援等)

- 高齢の生活困窮者については、収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。高齢期に至っての生活困窮を防ぐ観点も重要である。**【再掲】こうした観点からも、家計相談支援事業の更なる推進が求められる。**

(生活福祉資金貸付制度)

- 生活福祉資金貸付制度については、機動的な貸付に対するニーズ及び償還の確保の必要性の両方の課題を満たす視点が必要である。
- 償還の確保を前提としつつ、貸付要件、貸付決定までの期間、手続等について、運用面での改善をしていくことが求められている。当座の資金ニーズについては、制度化、財源的な支援等を求める声がある一方、現状では、多くの自治体で工夫して実施されていることから、一律の制度で各自治体のニーズに沿った柔軟な対応が確保できるのかという課題がある。
- 生活福祉資金貸付制度については、償還の確保を前提としつつ、機動的・迅速な貸付が行えるよう、運用面で必要な見直しを行う必要がある。また、本制度は第一種社会福祉事業であり、貸し付けを通じた相談支援を行うことにその意義がある。自立相談支援事業による支援が要件化された総合支援資金や緊急小口資金については、一層双方が連携した効果的な支援を行うということが期待されており、そのあり方については更なる検討が求められる。
- 年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

## 第4期独立行政法人福祉医療機構中期目標（平成30年度～令和4年度）抜粋

### 7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。

また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。

なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。

(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。

(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など30団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（平成28年度実績：29団体）

【目標の設定及び水準の考え方】

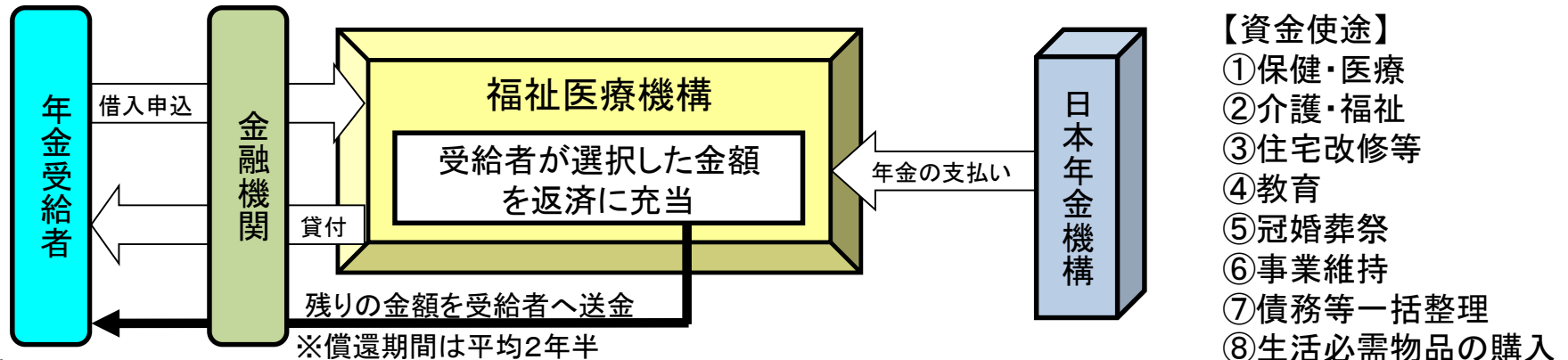
・円滑に事業を終了する観点から、利用者等に必要な情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。

・目標水準については、第3期中期目標期間中の最大値である平成28年度実績を上回るよう設定する。

# 年金担保貸付事業とは

○ 年金受給者に対し、年金受給権を担保にした生業資金等の小口の資金を融資するもの

※ 昭和50年度に旧年金福祉事業団で開始、平成13年度から旧社会福祉・医療事業団へ移管、平成15年10月に独立行政法人福祉医療機構へ移行



## 【資金使途】

- ①保健・医療
- ②介護・福祉
- ③住宅改修等
- ④教育
- ⑤冠婚葬祭
- ⑥事業維持
- ⑦債務等一括整理
- ⑧生活必需物品の購入

## 【平成28年度実績】

借入件数9.2万件(7割リピータ)、貸付額494億円(累計48,104億円、1件当たり53万円)

## 貸付条件

### ①貸付限度額

年間の年金支給額の0.8倍以内、各支払期の返済額の15倍以内の額で最低10万円から最高200万円までの範囲の額

### ②貸付金利(平成29年6月現在)

1.9%(資金調達コスト+事務費相当分)

### ③償還方法

支給される年金のうち、受給者が選択した金額(各期の支給額の3分の1以下とし、下限1万円を返済に充当)

(注1)年金担保貸付制度の利用を契機に生活保護を受給することになった者については、生活保護受給が終了しても5年間は年金担保貸付の申請は不可となっている。

(注2)労災年金担保貸付事業や恩給担保貸付事業は、本制度と同様の制度がある。



# 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較

○ 年金担保貸付の受付窓口は約20,000店舗(受託金融機関)と生活福祉資金貸付の約2,000か所(市区町村社協)を大きく上回っている。年金担保貸付の利用件数や年間貸付額の規模は、生活福祉資金貸付の3~4倍。

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度
法的根拠等	独立行政法人 福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働事務次官通知)
制度趣旨	厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにする。
実施主体	独立行政法人福祉医療機構	都道府県社会福祉協議会(市区町村社会福祉協議会)
受付窓口	受託金融機関(約20,000店舗)	市区町村社会福祉協議会(約1,800か所)
貸付対象者	国民年金及び厚生年金保険の受給者	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯
貸付限度額	次のうち最も低い額 年金額の0.8倍以内/各年金支払期の返済額の15倍以内/200万円(生活必需品は80万円)	福祉資金の場合 (1)福祉費:10万円~580万円以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金:10万円以内
償還方法	原則、定額返済額の15倍≒約2年6か月以内	福祉資金の場合 (1)福祉費20年以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金 12か月以内
償還期間	元利均等償還	原則、元利均等償還
貸付利率	1.9%	原則、無利子(保証人なしの場合1.5%)
利用件数	91,221件	39,922件
年間貸付額	494.5億円	178.1億円

# 年金担保貸付事業廃止に関する経緯

22年

## 4月 行政刷新会議事業仕分けの評決

・ 全社協の貸付制度、生活資金の融資などセーフティネットを十分用意した上で基本的には廃止する旨の評決

## 12月 独立行政法人の事務・事業の見直し方針（閣議決定）

・ 事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引き下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。

23年

## 3月 「年金担保貸付制度の廃止に向けた今後の対応方針」（厚労省）

・ 平成23年度においては、貸付限度額の引き下げ、生活保護とのリピーター対策の強化、他制度周知の徹底。  
 ・ 平成24年度においては、主たる代替措置である生活福祉資金貸付制度の今後の予算規模や実施体制等を見極めつつ、廃止に向けた検討を行い、具体的な計画を立案。

## 12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

25年

## 3月 「年金担保貸付事業廃止計画」（厚労省）

・ 年金を担保にした安易な借入れを許容する本事業は廃止。  
 ・ その際、真に必要な資金需要については、社協が実施する低所得者世帯向けの生活福祉資金貸付制度が主たる代替措置とされている。  
 ・ 生活福祉資金貸付制度の予算規模や実施体制等からすると、現時点の年金担保貸付事業をそのまま代替することは困難。  
 ・ 今後、年金担保貸付事業の段階的な縮減等を行い、これに伴いどの程度生活福祉資金貸付制度の利用者が増加するかを把握し、必要な措置を講じる必要。  
 ・ 年金担保貸付事業の円滑な廃止に向けて、事業規模縮小等の措置を段階的に進め、これらの措置の進捗状況を踏まえ、具体的な廃止時期を判断。

26年

## 12月 年金担保貸付制度について、貸付限度額の引き下げ等を実施

27年

## 4月 独立行政法人改革推進法の附帯決議

・ 独立行政法人福祉医療機構については、（中略）。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

30年

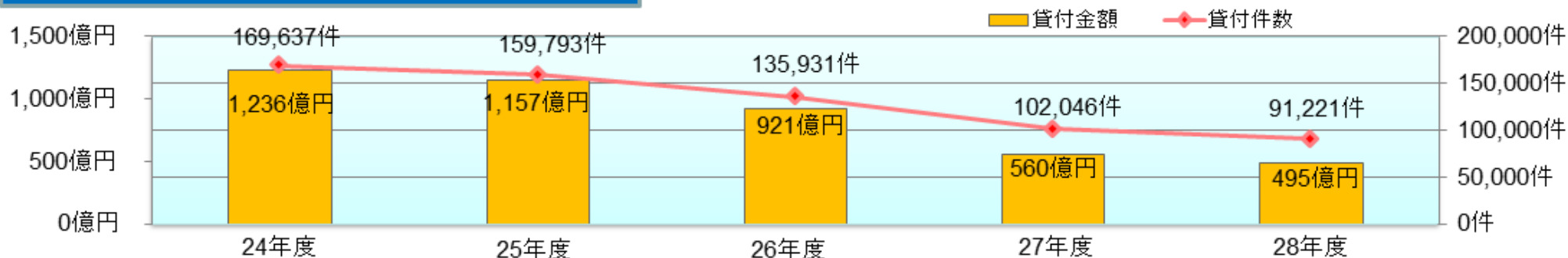
## 3月 「平成33年度末の予定で申込受付を終了する」旨の方針を決定（厚労省）

4月 独立行政法人福祉医療機構の中期計画で平成33年度末（令和4年3月末）の新規貸付廃止の方針を明記

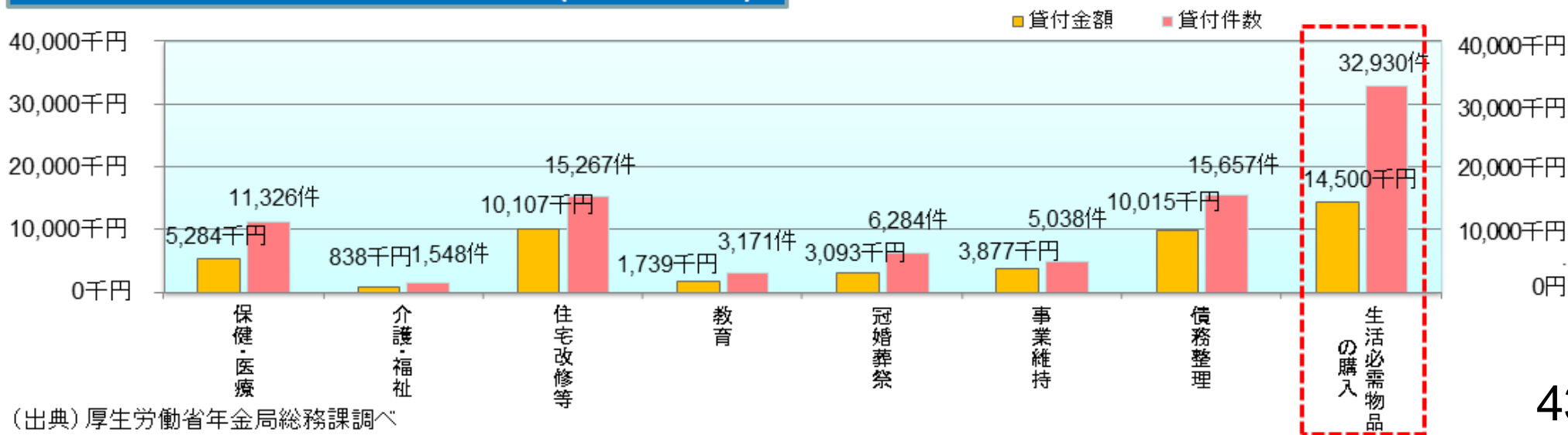
# 年金担保貸付事業の貸付状況（年次推移・用途別実績）

- 平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる貸付限度額の引き下げ等により、貸付件数、貸付金額ともに縮減傾向にある。
- 平成28年度の用途別の実績をみると貸付件数、貸付金額ともに「生活必需物品の購入」がもっとも多く、件数は全体の36.1%、金額は29.3%を占めている。

## 1. 年金担保貸付事業の貸付実績の推移



## 2. 年金担保貸付事業用途別貸付実績(平成28年度)



(出典) 厚生労働省年金局総務課調べ